

令和6年度入学者用

愛媛大学大学院
医農融合公衆衛生学環

学生便覧

授 業 時 間

- 【平 日】 (1時限) 8時30分～10時00分
- (2時限) 10時20分～11時50分
- (3時限) 12時40分～14時10分
- (4時限) 14時30分～16時00分
- (5時限) 16時20分～17時50分

大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例による授業時間帯

- 【平 日】 (6時限) 18時00分～19時30分
- (7時限) 19時40分～21時10分
- 【土 曜 日】 (1時限) 13時30分～15時00分
- (2時限) 15時10分～16時40分
- (3時限) 16時50分～18時20分

目次

I	ディプロマ・ポリシー / カリキュラム・ポリシー	1
	1. ディプロマ・ポリシー	
	2. カリキュラム・ポリシー	
II	履修案内	3
	1. 修了要件及び学位	
	2. 大学院医農融合公衆衛生学環教育課程表	
	3. 指導教員	
	4. 研究指導計画	
	5. 履修モデル	
	6. 履修登録	
	7. 履修の特例措置	
	8. 長期履修制度の実施	
	9. 講義の受講方法	
	10. 成績評価	
	11. 科目ナンバリング	
III	諸手続及び留意事項	7
	1. 指導教員届	
	2. 長期履修の申請	
	3. 成績に関する異議申し立て	
	4. 諸手続等	
	5. 連絡事項等について	
IV	研究計画の審査	8
	1. 研究計画書の審査	
	2. 倫理審査委員会の申請および審査	
V	学位論文の審査	10
	1. 学位論文（修士論文）の審査	
	2. 学位論文審査基準	
	3. 早期修了制度について	
VI	授業科目	12
	1. 授業科目概要	
	2. 専任教員一覧	
VII	諸規定・様式等	21
	1. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環規則	
	2. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環における学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則	
	3. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環（修士課程）における早期修了に関する申合せ	
	4. 予備審査会について	
	5. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環における長期履修に関する細則	
	6. アドミッション・ポリシー	
	7. リサーチ・ループブックと運用方法	
	8. その他	

1. ディプロマ・ポリシー

<教育理念と教育目的，養成する人材像>

医農融合による公衆衛生教育を通じ，公衆衛生の体系的な知識に加え，食を通じた健康増進に関する知識及び技能を有し，地域における様々な課題を認知して，科学的判断に基づいて解決策を講じる能力を備え，多様な関係者と協力して，持続可能な健康施策を実現することができる専門職業人（公衆衛生人材）を，幅広い分野に輩出することを目的とする。

<学習の到達目標>

本学環の理念・目的や養成する人材を踏まえ，学生が身に付けるべき資質・能力を明確にし，達成するために以下すべての要件を満たす学修成果を求める。

- ① 疫学，保健医療管理学，生物統計学，社会科学・行動科学，環境・食品衛生学の5領域の基本を理解し，グローバルスタンダードな公衆衛生知識及び食を通じた健康増進に関する知識を身につけている。
- ② 地域における様々な分野において，公衆衛生の専門家として指導的役割を果たすことができる。
- ③ 様々な研究成果や系統レビュー，メタアナリシスの研究成果について，その解釈及びエビデンスレベルを適切に理解し，エビデンスに基づき，専門的かつ指導的役割を果たすことができる知識を身につけている。
- ④ 感染症対策や心疾患予防など，公衆衛生上の様々な課題について，その問題点を把握して対策を組み立て，その対策の再評価と改善といった計画・実施・評価・改善の一連のプロセスを実践できる知識・技能を身につけている。
- ⑤ 他分野・多職種と協働するためのコミュニケーション力，調整力を身につけている。

<修了認定・学位授与>

本学環に2年以上在籍して，履修基準に基づき30単位以上を修得し，かつ，必要な研究指導を受けた上，修士論文を在学期間中に提出して，その審査及び最終試験に合格することにより，修士（公衆衛生学）の学位を授与する。

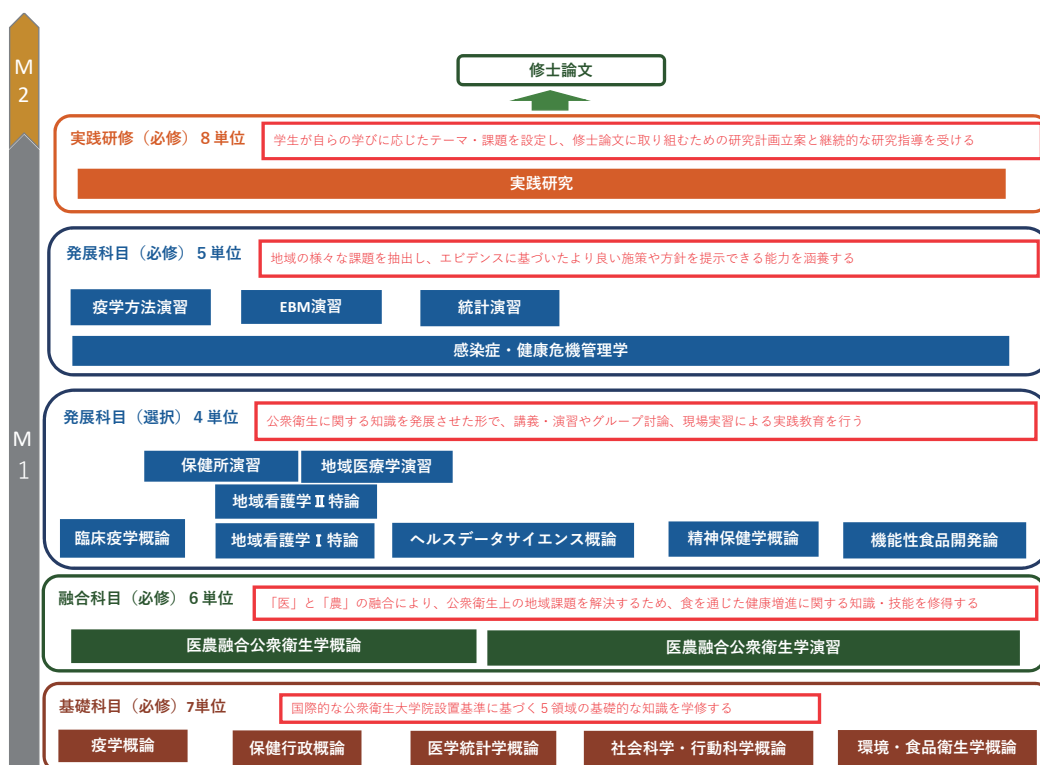
2. カリキュラム・ポリシー

本学環では、ディプロマ・ポリシーに掲げた教育目標を達成するため、以下のカリキュラム・ポリシーを設定する。

- ① 公衆衛生に関する一定レベルの知識・技能を修得させるため、国際的な公衆衛生大学院設置基準である5領域(疫学, 保健医療管理学, 生物統計学, 社会科学・行動科学, 環境・食品衛生学)において、体系的な教育課程を展開する。
- ② 地域の様々な課題を抽出し、エビデンスに基づいたより良い施策や方針を提示できる能力を涵養させるため、公衆衛生に関する理論を発展させた形で、講義・演習やグループ討論, 現場実習による実践教育を行う。
- ③ 「医」と「農」の融合により、公衆衛生上の地域課題を解決するため、食を通じた健康増進に関する知識・技能を修得させるための教育を行う。実際の地域課題をテーマに、他研究科の学生や実際に現場で働いている専門家とのグループワークを実施し、グループワークでの討論や共同作業を通じて、他分野や多職種と協働して課題解決を行っていくことの意義や手法, コミュニケーション力・調整力の涵養を図る。
- ④ 実践研究科目(修士論文)では、疫学, 保健医療管理学, 生物統計学, 社会科学・行動科学, 環境・食品衛生学のいずれかの領域について、研究の計画, 実施, 発表と一連の流れを実践しながら、専門家としての知識を高めると同時に企画力, プレゼンテーション能力, 職業的倫理を含めた総合力を涵養させる。

これらをもとに各授業科目で目的, 到達目標, 内容等を設定し, 学修成果が一定のレベルに達した際に単位を付与する。

<カリキュラム・マップ>



Ⅱ 履修案内

1. 修了要件及び学位

本学環に2年以上在学し、所定の単位30単位（基礎科目7単位、発展科目9単位、融合科目6単位、実践研究科目8単位）を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を在学期間中に提出して、その審査及び最終試験に合格した者とする。なお、課程修了に際しては、修士（公衆衛生学）を授与する。

在学期間2年未満での修了については、11ページの「3. 早期修了制度について」を参照のこと。

2. 大学院医農融合公衆衛生学環教育課程表

（令和6年度入学生適用）

科目区分	科目ナンバリング	授業科目の名称	配当年次	単位数			授業形態		
				必修	選択	自由	講義	演習	
基礎科目	MpH-5-A001	疫学概論	1前	3			○		オムニバス
	MpH-5-A011	保健行政概論	1前	1			○		オムニバス
	MpH-5-A021	医学統計学概論	1前	1			○		オムニバス
	MpH-5-A031	社会科学・行動科学概論	1前	1			○		オムニバス
	MpH-5-A041	環境・食品衛生学概論	1前	1			○		オムニバス
	—	小計（5科目）	—	7	0	0	—		
発展科目	MpH-5-B001	感染症・健康危機管理学	1前	1			○		オムニバス
	MpH-5-B601	臨床疫学概論	1前		1		○		オムニバス
	MpH-5-B611	ヘルスデータサイエンス概論	1前		1		○		オムニバス
	MpH-5-B621	精神保健学概論	1前		1		○		オムニバス
	MpH-5-B671	教授法入門	1前		1		○		オムニバス
	MpH-5-B631	地域看護学Ⅰ特論	1後		1		○		
	MpH-5-B641	地域看護学Ⅱ特論	1後		1		○		
	MpH-5-B651	機能性食品開発論	1後		1		○		
	MpH-5-B661	インクルーシブ社会実現に向けて	1後		1		○		オムニバス
	MpH-5-B002	統計演習	1後	1				○	オムニバス
	MpH-5-B012	疫学方法演習	1後	2				○	オムニバス
	MpH-5-B022	E B M演習	1後	1				○	オムニバス
	MpH-6-B602	保健所演習	2前		1			○	オムニバス
	MpH-6-B612	地域医療学演習	2前		1			○	
—	小計（14科目）	—	5	10	0	—			
融合科目	MpH-5-C001	医農融合公衆衛生学概論	1前	2			○		オムニバス
	MpH-5-C002	医農融合公衆衛生学演習	1後	4				○	オムニバス
	—	小計（2科目）	—	6	0	0	—		
科研実践	MpH-5-D002	実践研究	1後～2通年	8				○	
	—	小計（1科目）	—	8	0	0	—		
合計（22科目）			—	26	10	0	—		

3. 指導教員

本学環では主指導教員（1人）、副指導教員（2人以上）を決定し、研究テーマや履修モデルに基づいて履修科目を選択する。

主指導教員は学生が修士論文を作成するまでの2年間、主として研究指導にかかわる教員であり、副指導教員と共同して、指導を行う。

主指導教員と2人の副指導教員は、それぞれ別の領域の教員が担当し、それにより、学生の専門分野でない領域についても、きめ細かく指導できるよう配慮するとともに、複数の領域の教員が連携して指導することにより、医農融合の教育を実現する。また、系統的かつ計画的に履修できるように個別に指導・助言を行い、学生の経験・適性・能力等に応じた履修指導・研修指導を行う。

4. 研究指導計画

毎年度の年度当初（4月）に、主指導教員と1年間の研究計画（コースワークの受講、研究倫理の学修や審査等を含む）の打合せを行い、作成された「研究指導計画書」（38ページ参照）を保管しておく。また、研究指導計画書の作成に当たっては、副指導教員の助言や協力を得ることができる。

5. 履修モデル



6. 履修登録

毎年1回、前学期始めの所定期間内に、愛媛大学修学支援システムから履修登録画面に進み、1年間を通じての履修希望科目の登録を行う。ただし、実践研究（1年次後期～2年次終了までの通年科目）については、1年次に履修登録を行い、2年次に改めて登録する必要はない。また、2年次に進級した時点で、実践研究以外の所定の単位をすべて修得している場合で、その他の科目を履修希望しない場合は、履修登録をする必要はない。

<履修科目の決定>

履修科目は、指導教員の指導を受けて、研究テーマや履修モデルを設定し、シラバスを参考に1年間の履修科目を決定すること。

<所定期間外に履修科目を変更・追加したい場合>

所定期間外に履修科目について変更が生じた場合は、「履修登録変更願」に必要事項を記載し、科目担当教員の承諾を得た上で、担当窓口に提出すること。

【シラバス検索 教員名検索】

<https://campus.ehime-u.ac.jp/Portal/Public/Syllabus/SearchMain.aspx?>

7. 履修の特例措置

大学院設置基準第14条では、「大学院の課程においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間または時期において授業または研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる」旨規定されている。

本学環では、仕事を続けながら学ぶ学生のために、大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例を実施するとともに、科目によってはeラーニングを開設する。

8. 長期履修制度の実施

14条特例を活用し職業を有して修業する場合には、2年間の標準修業年限では、必要な単位の取得や学位論文作成に十分な時間をとることが困難な場合があるため、希望する学生は長期履修制度を申請することができる。長期履修生の修業年限は3年又は4年間とし、2年間の授業料で在籍することができる。長期履修制度の利用申請は、入学手続き時と、単位取得の状況や学位論文の進捗状況に合わせて、1年次の2月にも行うことができる。

9. 講義の受講方法

授業の時間割については、一般学生と14条特例の学生で分けた時間割編成ではなく、社会人の学生も授業を受講しやすいように、可能な限り就業時間の調整ができる日時を設定して実施する。そのため、学生は個別に授業担当教員と連絡を取り、その都度、講義日程と講義方法（対面 or 遠隔授業）について確認して受講をすること。また、講義によっては Moodle や修学支援システムで知らせることもあるので、注意して確認すること。

10. 成績評価

成績判定（評価）は、学期末（学年末）試験又は研究報告により授業担当教員が行う。

成績判定（評語）は、原則として秀・優・良・可及び不可とし、その区分は、次のとおりとする。ただし、授業科目によっては、合格で表すことができることとする。

評語	評点の範囲	基準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

11. 科目ナンバリング

科目ナンバリングとは、大学院で開講している授業の水準や授業内容などを授業科目毎に特定の記号や数字を付与し、カリキュラムの体系的性（科目群の構成や科目間の順次性）をわかりやすく示したものである。科目ナンバリングを活用して、授業の登録や履修を主体的かつ計画的に行う。

以下、公衆衛生学環開講科目ナンバリングのルール。

（例）：『疫学概論』 → MpH-5-A001

MpH + 5 + A+001

【1】 【2】 【3】 【4】

- 【1】 開講される研究科・専攻・コース・・・医農融合公衆衛生学環「MpH」
- 【2】 学年レベル・・・修士課程1年次「5」、修士課程2年次「6」
- 【3】 科目区分・・・基礎科目「A」、発展科目「B」、融合科目「C」、実践研究科目「D」
- 【4】 科目番号・・・講義系は1の位が「1」 演習系「2」、
必修は3の位が「0～2」、選択「6～8」

Ⅲ 諸手続及び留意事項

1. 指導教員届（提出時期：1年次4月または変更が生じた時）

前学期の所定の期日までに担当窓口へ提出すること。

指導教員は主指導教員1名及び副指導教員2名以上とする。ただし、副指導教員については、医学分野と農学分野の教員各1名以上とする。必ず、事前に希望教員から許可を得ること。

なお、在学中に指導教員の変更があった場合は、「指導教員変更届」を提出すること。

2. 長期履修の申請（提出時期：1年次2月<希望者のみ>）

2年次から長期履修を希望する者は、事前に指導教員と履修計画について協議の上、1年次の2月1日から2月末日までの間に「長期履修申請書」及び「長期履修計画書」を担当窓口へ提出すること。

3. 成績に関する異議申し立て

成績評価に異議のある場合は、成績通知から1週間以内に、「成績確認申立書」に、異議の根拠を明確に記入し、担当窓口へ提出することによって、申し立てを行うことができる。（40ページ参照）

4. 諸手続等

1) 各種証明書

在学証明書・成績証明書・学生割引証等は、医学部と農学部へ設置している「証明書自動発行機」を利用すること。

2) 身上に関する願・届

「休学願」、「復学願」、「退学願」、「氏名変更届」、「保証書」、「保証書記載事項変更届」の様式は医学部学務課大学院チームもしくは農学部事務課学務チームで受領し、提出すること。

3) その他

その他の手続き等については、担当窓口へ確認すること。

5. 連絡事項等について

学生に対する通知及び連絡は、「修学支援システム」もしくは「E-mail」により行うので、注意して確認すること。また、必ず連絡が取れるメールアドレスを担当窓口へ提出し、変更があった場合は、速やかに知らせること。

IV 研究計画の審査

1. 研究計画書の審査

学環では、より質の高い修士論文を作成するために、修士論文研究計画書の審査を行う。申請後に開催する修士論文研究計画書発表会においてプレゼンテーションを行い、各分野の指導教員から指導を受けるとともに、審査を受け、研究計画の承認を得た後、研究計画に基づき、研究を開始する。必要があれば、研究倫理審査委員会に研究計画を提出し、研究倫理審査委員会の承認の後、研究を開始する。研究開始後は、定期的に主指導教員、副指導教員に研究の進捗状況を報告し、指導を受けること。

1) 日時

随時※

(※早期修了を目指す方は、入学年度の5月末までに主指導教員と研究計画書を作成すること)

2) 提出書類

- ① 研究計画審査申請書 (39 ページ参照, 様式は担当窓口で受領 (メール可))
- ② 研究計画書 (次の書式で作成すること)

書式: A4 版縦置き横書きポイント 10~11, 上下余白 30mm, 40 字×40 行

構成例

- ① はじめに (研究課題の背景, これまでの研究の動向, 研究の意義等)
- ② 研究目的
- ③ 方法 (研究デザイン, 対象者, 調査内容, 調査方法, 分析方法等)
- ④ 倫理的配慮 (研究の参加・協力への自由意思, 研究参加・協力の拒否権, プライバシー・個人情報保護, 研究参加・協力の社会的意義, 予測される不快・不自由・不利益な状態とそれが生じた場合の対処方法, 研究中・終了後の対応, 研究結果の公表方法等)
- ⑤ 引用文献
- ⑥ 補足資料 (質問紙や測定項目など)

3) 提出先

主指導教員及び副指導教員 (2名): ② 研究計画書のみ

医学部学務課大学院チーム (もしくは農学部事務課学務チーム): ①研究計画審査申請書
②研究計画書

4) 審査方法

- ① 主指導教員 (主査) 及び副指導教員 2 名 (副査) と相談の上, 随時都合の良い日程を決定し, 研究計画発表会を実施する。(発表時間 15 分, 質疑応答 15 分)
- ② 主査が発表会での意見を集約して審査結果の書類を作成し, 学生に配布する。
- ③ 審査結果とリサーチ・ループリック (36 ページ参照) の評価に基づき研究計画書を修正し, 上記提出先へ再提出する。その後, 学環委員会で承認を受け, 研究を開始する。ただし, 上記審査により倫理審査を受ける必要があると判断された場合は, 研究倫理審査委員会に研究計画を提出し, 審査・承認を受けなければ, 研究を開始できない。

2. 倫理審査委員会の申請および審査

研究計画審査で、研究倫理審査を受ける必要性が指摘された場合は、研究倫理審査委員会に研究計画を提出し、審査・承認を受けた後、研究を開始する。

1) 倫理審査の申請

申請方法の流れや様式、提出先等は下記を参照すること。

<愛媛大学医学部附属病院 臨床研究支援センター>

<https://www.m.ehime-u.ac.jp/hospital/clinicalresearch/medic/>

2) 研究の開始

倫理審査承認後は、医学部学務課大学院チームへ承認を受けた旨を連絡した後、研究を開始すること。

V 学位論文の審査

1. 学位論文（修士論文）の審査

修士論文の審査は学環委員会が設置する学位論文審査委員会にて行う。学位論文審査委員は学環長が指名する。学位論文審査委員会は、修士論文ごとに、主査1名、副査2名で編成する。主査と副査は主指導教員及び副指導教員とは異なる教員が担当する。学位論文の最終試験は、口頭試問により実施する。

最終試験の後、学環委員会において学位論文の審査の報告に基づき学位授与の可否を審議し決定する。

1) 提出日時

1月8日17時（9月修了予定の者については、7月8日17時）

*当日が休業日の場合は、その直後の平日とする

2) 提出書類

① 学位申請書（様式1）：1部

② 学位論文要旨（様式2-付表）：3部

③ 修士論文：3部

バインダーに様式2により表紙を貼付し、要旨（様式2-付表）及び修士論文を一緒に綴り提出する。

④ 学位論文審査及び最終試験結果報告書（様式3：氏名、専攻、論文題目のみ記載したもの）1部

*各様式については25～28ページ参照

3) 提出先

医学部学務課大学院チーム（もしくは農学部事務課学務チーム）

4) 修士論文発表会

2月末日（9月修了予定の者については、8月末日）までに修士論文発表会を実施し、公開審査を行う。日時は決定次第、お知らせする。

発表時間は20分、質疑応答20分

5) 修士論文審査及び最終試験

- ・ 修士論文審査会後に、主査1名、副査2名による論文審査及び最終試験をリサーチ・ループリックを用いて口頭試問により行う。（36ページ参照）
- ・ 開催日、時間などは、主査と相談のうえ決定する。
- ・ 最終的な合否は、3月上旬（9月上旬）に開催される学環委員会で決定する。
- ・ 3月中旬（9月中旬）までに、永年保存用として、最終の修士論文及び論文要旨（様式2-付表）各1部を、紙媒体と電子媒体（PDF）により、医学部学務課大学院チーム（もしくは農学部事務課学務チーム）へ提出する。（最終論文の保存用バインダーは、学務より配布）

6) 備考

- ・ 修士論文様式は、担当窓口で受領すること（メール可）。
- ・ 発表時期に「修士論文関連日程及び学位記記載内容の確認について」のお知らせを行うので、医学部学務課大学院チーム（もしくは農学部事務課学務チーム）で「学位記記載内容確認シート」により、記載内容（氏名、生年月日等）に間違いがないか確認する。
（学位記の再発行はできないので、必ず事前に確認すること。）

2. 学位論文審査基準

修士論文の審査基準は次のとおりとする。

- ① 公衆衛生学の発展に寄与できる研究課題設定である
- ② 研究方法や倫理的配慮が妥当である
- ③ 学位論文として先行研究や既知事実の調査が十分に行われ、科学的根拠に基づいた検証がなされている
- ④ 文献が適切に引用され、論旨の一貫性がある
- ⑤ 修士論文としての体裁が整っている

3. 早期修了制度について

原則、修士課程の修了には2年以上在学する必要があるが、予備審査会および学環委員会において優れた業績をあげたと認める者に限り、1年以上の在学により、在学期間に関する修了要件を満たすことができる制度である。(29～31 ページ参照)

希望する学生は、1年次の10月末日までに指導教員および医学部学務課大学院チーム（もしくは農学部事務課学務チーム）へ申し出ること。

VI 授業科目

1. 授業科目概要

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
基礎科目	疫学概論	疫学研究の本質を学ぶ。主な項目として、疫学研究の定義、様々な疫学指標の測定方法、曝露と結果因子との関連、記述疫学と分析疫学、観察的疫学研究（生態学的研究、横断研究、症例対照研究、コーホート研究）介入研究、交絡因子、選択バイアス、情報バイアス、系統的レビューメタアナリシス、統計解析の役割、研究倫理と研究における同意・個人情報保護などがある。生活習慣病の発症に影響するリスク要因を学ぶ地域、職域において、疫学研究のエビデンスに基づいたポピュレーションストラテジーを展開する一方で、健診結果を適切にフィードバックするなどハイリスクストラテジーも実践することで、予防医学・健康増進に資する健康プログラムを開発して実践活動ができる能力を涵養する。	(オムニバス方式/全23回)
	保健行政概論	疾病予防対策、医療保険制度、医療提供体制、介護保険制度、地域包括ケア、健康危機管理など、種々の保健・医療・福祉に関わる制度・政策について学ぶ。特に、地域の保健、医療、福祉制度の発展に貢献できる能力を涵養する。	(オムニバス方式/全8回)
	医学統計学概論	データ管理方法、統計学的検定、信頼区間、エラーなど医学統計の基本的な概念を理解し、カイ二乗検定、t検定、相関係数、多変量ロジスティック回帰分析、共分散分析、比例ハザードモデル等種々の統計手法を学ぶ。	(オムニバス方式/全8回)
	社会科学・行動科学概論	健康行動科学、ストレス、格差社会、ソーシャルキャピタルなど人と社会との関わりを踏まえて、社会経済要因と健康問題との関連を考える。精神保健学、臨床法医学の基礎を学ぶ。	(オムニバス方式/全8回)
	環境・食品衛生学概論	生活域や居住域等の地域規模から世界規模まで様々な規模で生じる環境問題による人間の健康への影響を考える。環境計測、解析手法を学び、疫学研究の知識を基盤として環境の健康影響を評価した上で、環境改善手法を提案し、人間が安心して暮らせる社会を追求できる能力を涵養する。「食の安全・安心」に向けた取り組みは日進月歩である。過去の事例を振り返るとともに、現在の最先端事例を学ぶ。職域における安全衛生を保持する様々な取組を学ぶ。	(オムニバス方式/全8回)
発展科目	感染症・健康危機管理学	COVID-19、エイズ、結核、マラリア、インフルエンザ、熱帯病、エボラ出血熱、薬剤耐性菌等、広範な感染症の現状を理解する。その上で、新規感染症アウトブレイクに対処する健康危機管理の概念を理解する。人の健康、動物の健康、環境の保全というワンヘルスの概念を理解する。感染症以外の事象に対する健康危機管理についても学ぶ。	(オムニバス方式/全8回)
	臨床疫学概論	疫学の知識を基盤として、臨床現場から得られる情報・データを活用した診断、予後、治療、予防、リスクに関するエビデンスを理解する。臨床疫学研究論文を読み、その特徴を理解する。研究計画書作成、データ収集・分析、発表まで臨床研究の一連の手順を学習する。ランダム化比較試験等の介入研究の必要性、意義、結果の解釈等を理解する。薬剤等医療の分野だけでなく、栄養の介入研究デザインを学ぶ。疾患発症に影響するリスク要因と予後に影響する予後要因が必ずしも同一ではないことを理解しつつ、最新の予防方法や治療方法のエビデンスを学ぶ。	(オムニバス方式/全8回)
	ヘルスデータサイエンス概論	データサイエンスはデータを用いて新たな科学的及び社会に有益な知見を見出す試みであり、データを処理する統計学、情報工学を横断的に扱う学問領域として設定される。しかし、「ヘルス」領域にデータサイエンス手法を持ち込もうとすると、そのデータの発生源の臨床知識も加えての総動員となる。診療や検査の過程で発生するリアルワールドデータでは、システムの運用や保険制度を理解したバイアスの排除が必要であり、これまでの臨床研究とは異なる視点でのアプローチが必要である。さらに、データの分析の再現性が問われている。本概論では、地域における医療、保健、福祉データを統合し、医療保険福祉ビッグデータを解析するのに必要な要素技術の取得とデータの特性的本質に迫れる能力を涵養する。	(オムニバス方式/全8回)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
発展科目	精神保健学概論	精神疾患の疫学的診断基準や疫学的エビデンスの概要、精神保健の第一次、第二次、第三次予防の方法論を学ぶ。職域のストレスチェック等精神保健プログラムの効果や評価方法を考え、地域におけるメンタルヘルス対策を企画立案できる能力を涵養する。近年、食品・栄養摂取とうつ症状等精神神経疾患との関連が注目されている。食習慣の変容で精神神経疾患の予防施策を講じることができるかなど地域で実行可能な予防方法策定の可能性を探る。	(オムニバス方式/全8回)
	教授法入門	大学院生やポストドクターが自らの専門分野の学識を他者に適切に教授するために必要な知識、技術、態度について学習する。	全学合同開講
	地域看護学Ⅰ特論	ヘルスプロモーションの発展過程、理論と展開方法、先駆的活動事例をもとに今後必要とされる保健分野における戦略について学修する。また、最新の認知科学的研究、ナッジ理論、ヘルスリテラシー等を取り扱った研究論文をもとにプレゼンテーションを行い、質疑応答を行う。	
	地域看護学Ⅱ特論	地域看護学で用いられる主要な概念として、個人・家族、地域、環境、ヘルスプロモーションについて、最新の知見に基づき、体系的に教授する。	
	機能性食品開発論	食品の機能性成分に関する英食学術雑誌を検索し、その中から興味ある論文を1報選択し、その内容をプレゼンテーションする。また、内容に関して質疑討論する。	
	インクルーシブ社会実現に向けて	社会・組織における個人の多様性とは何かを学習し、多様性があることの意義、個人の多様性をめぐる課題についても学ぶ。	全学合同開講
	統計演習	統計ソフトSASを用いて、実際のエクセルデータを用いて、カイ二乗検定、t検定、相関係数、多変量ロジスティック回帰分析、共分散分析、比例ハザードモデル等種々の統計手法を体験する。栄養疫学を例として交絡因子の選び方と補正方法を学ぶ。	
	疫学方法演習	疫学研究論文を読むことで、記述疫学、分析疫学、介入研究それぞれの特徴を理解する。その上で、自身で研究仮説を設定して研究計画を策定する。方法論的な長所と欠点についても考察できる能力を涵養する。特に、情報バイアス、選択バイアス、統計パワー、残余交絡についての理解を深める。栄養疫学を例として疫学方法論の理解を深める。	(オムニバス方式/全15回)
	EBM演習	特定の研究テーマを設定し、PubMedを用いて適切に文献を抽出して系統的レビューを実践し、エビデンステーブルの作成方法を学ぶ。系統的レビューやメタアナリシスの結果からエビデンスレベルの概念を理解する。エビデンスレベルに応じて臨床や政策に適用できるかどうかの概念も理解する。栄養疫学を例として文献検索、エビデンステーブル策定方法を学ぶ。	(オムニバス方式/全8回)
	保健所演習	地域住民の健康や衛生を支える公的機関である保健所や市町の保健センターで演習を行う。	(オムニバス方式/全8回)
地域医療学演習	愛媛県西予市野村町にある西予市立野村病院において、地域医療に関する演習を行う。	(オムニバス方式/全8回)	
融合科目	医農融合公衆衛生学概論	「医農融合公衆衛生学」では「食を通じた健康増進に関する知識・技能」に基づいて、公衆衛生上の地域課題の解決に必要なとされる知識・技能を獲得する。本授業は、まずは学生に身近な食習慣、食行動を栄養科学という側面から再確認し、次いで予防医学を中心に公衆衛生学の概観を理解することで、医農融合による公衆衛生教育への橋渡しを行い、本学環の教育カリキュラムの特徴について理解する。具体的には、健康とは何かを理解するとともに、疾病を予防し、健康な状態で身体的・精神的機能の増進をはかるために、食に関わる健康リスクと予防について視野を広げ、食を通じた健康増進、すなわち「医」と「農」の融合が重要であることを学び、栄養疫学の基本を理解する。医食同源に関連する地域課題をテーマに、他研究科の学生や実際に現場で働いている専門家とのグループワークにおける討論や共同作業を通じて、他分野や多職種と協働して課題解決を行っていくことの意義や手法、リーダーシップ、コミュニケーション力・調整力を涵養する。	(オムニバス方式/全15回)

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
融合科目	医農融合 公衆衛生学 演習	<p>医農融合公衆衛生学の中核をなす栄養疫学の知識、技能を習得する。栄養疫学研究に基づくエビデンスは、世界レベルで人々の食習慣食行動に変容をもたらす可能性があり、強いインパクトを持つ。故に、正確な知識、技能を身につける必要がある。具体的な栄養疫学の知識、技能として、①栄養を曝露要因とする特殊性を理解し、半定量食物摂取頻度調査票、食事記録法、バイオマーカー測定等、栄養の評価方法を学ぶ。特に半定量食物摂取頻度調査票では栄養素食品、食事パターンの評価方法を理解する。②半定量食物摂取頻度調査票で得た情報とバイオマーカーで得た情報の違いについても理解を深める。③栄養を曝露とした観察的疫学研究デザイン、栄養の介入研究デザインを学ぶ。このような知識、技能に基づき、栄養摂取が喫煙と同等或いは喫煙に次いで疾患発症に影響している可能性を理解する。禁煙と同じく食習慣の行動変容が健康増進に不可欠であることを理解する。栄養疫学の知識、技能を、自身が専門とする分野に応用できる素養も涵養する。</p>	(オムニバス方式/全30回)
実践研究 科目	実践研究	<p>自らの専門分野とは異なる専門分野の知識及び技能の修得や自分の専門分野の更なる深化など、自分の興味や目指す将来像・キャリアパスに応じて、学生が自らの学びに応じた研究テーマ・課題を設定し、修士論文に取り組みするための研究計画立案と継続的な研究指導を行う。</p> <p>実践研究の課題例として、下記が想定されるが、これらに限定はしない。</p> <p>(系統的レビュー、可能であればメタアナリシスも実施・データを用いた統計解析研究・在学中の業務やインターンシップ経験、或いは調査研究に基づく詳細なレポート)</p> <p>以下に各研究領域ごとの研究指導テーマの候補を列挙する。</p> <p>研究指導は、主指導教員と、主指導教員と領域の異なる副指導教員が連携して指導する。</p> <p>(疫学分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ビタミンC摂取と認知症 ・カフェイン摂取とうつ症状 ・運動習慣と前立腺がん発症 ・職業曝露と心不全発症 <p>(保健医療管理学分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・医療保健政策の決定要因 ・地域包括ケアと終末期医療 ・新型感染症の医療体制への影響 ・保健所政令市の長所と欠点 <p>(生物統計学分野)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・複数のビッグデータの連結方法 ・ヘルスデータサイエンスにおけるAIの活用 ・次世代質的研究手法 ・医療ビッグデータから薬剤副作用の検出手法 <p>(社会科学・行動科学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・次世代の医の倫理のあり方 ・職場におけるストレス軽減システム ・周産期ストレスによる子供の発達への影響 ・禁煙外来患者の行動パターンから食事変容システムの開発 <p>(環境・食品衛生学)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食・環境の安全・安心 ・環境化学物質の健康影響 ・食品汚染微生物の制御 ・水の確保 <p>(三宅 吉博)</p> <p>実践研究の目的は疫学研究の本質の理解を深めることである。具体的には学生の興味ある特定の曝露要因と疾患を決定し、PubMed (医学文献データベース) から該当の文献を検索抽出し、エビデンステーブルを作成して系統的レビューを行う。可能であればメタ・アナリシスを実施する。適切なEBMの実践や疫学原著論文執筆に必要となる素養を涵養するための研究指導を行う。</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
		<p>(川本 龍一)</p> <p>地域医療に関する研究は、地域医療の現場での体験が重要でありその中でこそ地域医療の研究課題を描くことが可能となる。中山間地域や離島などへき地を多く抱える愛媛県においては、郡部や島嶼部を中心とした少子・高齢化の著しい進行や世帯構造の変化に伴い、疾病の複雑化、要介護者の増加及び生活習慣病の増加等、県民の保健・医療に対するニーズも多様化・複雑化している。これら課題に対応するため、現地のニーズに即した地域医療に関する研究指導を行う。</p> <p>(薬師神 芳洋)</p> <p>本講義の目的は、地域における様々ながんの臨床・研究において、公衆衛生的な手法を通じて専門家として指導的役割を果たすことができる人材の輩出である。このために、様々ながん研究の成果やメタアナリシスの研究成果を解釈し、がんの臨床における公衆衛生学上の様々な課題について、問題点を把握し、また対策を組み立て、その対策の再評価・改善といったPDCAサイクル(Plan・Do・Check・Actionサイクル)を実践できる知識・技能を修得するための指導を行う。</p> <p>(杉山 隆)</p> <p>妊娠に関する実際の疫学研究を紹介し、知識の確認を図り、円滑な研究活動に資する目的で研究指導を行う。具体的には、妊娠に関連する実際の大規模観察研究(母体の過栄養と胎児発育、子宮内環境と将来の児の疾患発症)を取り上げ、観察研究と介入研究の相違を確認するとともに、観察研究に基づくresearch questionを考え、そのquestionを実証するための実際の介入試験のデザイン等を考える。</p> <p>(羽藤 直人)</p> <p>臨床疫学研究は、疾患コホート研究からビッグデータベースを用いた新しい時代へ発展している。実践研究として耳鼻咽喉科領域の難聴やアレルギー性鼻炎を対象とした、疾患疫学研究の基礎、手法を学ぶとともに、大規模な疾患レジストリの構築の現状や問題点を共有し、研究遂行能力、問題解決能力を養成する。</p> <p>(山口 修)</p> <p>循環器疾患は世界的にも主要な死因を占めている。そのソリューションとして大規模な臨床研究が多数行われ、様々なエビデンスが示され、その解釈に基づく医療が実践されている。本講義では、研究成果を実臨床において適切に活用するため、科学的判断に基づく解決策立案能力の習得を目標とする。</p> <p>(木村 映善)</p> <p>従来の調査票を中心とした研究に加え、診療や検診等の診療業務から発生したリアルワールドデータを活用した研究が増えつつある機微な医療情報を含む要配慮個人情報概念、次世代医療基盤法等のデータに関する諸制度や標準医療情報規格、データの定義・前処理を学び、研究に必要なデータを収集する方法論を検討できる能力を養う。</p> <p>(城戸 輝仁)</p> <p>実践研究の目的は疫学研究におけるAIの活用について理解を深めることである。具体的には検診情報などのヘルスデータを活用したビッグデータ構築、教師データの精度管理、AIによる解析を段階的に実践することで、今後の疫学研究に活用できるシステム構築を目指した研究指導を行う。</p> <p>(上野 修一)</p> <p>精神神経疾患領域における公衆衛生的解析について学ぶ。具体的には、愛媛県で行われている精神疾患コホート研究に直接参加し解析する、既存のデータベース情報に基づき精神疾患と薬物効果や副作用について解析するなどが考えられる。これらの解析手法を学び、考察し検討し、論文化できる能力を養う。</p> <p>(浅野 水辺)</p> <p>突然死に関する疫学、病因などを文献或いはデータベースを用いて調査し、或いはヒト解剖検体を用いた免疫組織学的アプローチから突然死の原因解明を試みる。その結果から突然死の予防につながる公衆衛生的介入について考察を深め、社会に還元できる方策提言を目指す。</p> <p>(永井 将弘)</p> <p>研究計画書(プロトコル)の作成を通して、抽象的な疑問であるクリニカルクエスチョンから具体的で解決可能なりサーチクエスチョンへ昇華させる方法、プロトコル作成における注意すべき点等を学ぶ。また、臨床研究を実践する上で最も大切な研究倫理の原則を学び、研究不正事案などの学習を通じて、臨床研究倫理指針や法令遵守の意義を理解する。</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
		<p>(田中 景子) 根拠に基づく医療を始め、根拠に基づいた決定や判断をするためには、過去の根拠を批判的に吟味し、その長所と欠点を十分に理解した上で、根拠を活用していくことが必要となる。実際には、学生の興味のあるテーマについて文献検索、該当論文の抽出、論文から必要な情報を抽出し、エビデンステーブルを作成する。結果の解釈と応用可能性について吟味することで、根拠の創出に必要な知識と技能の習得を目指した研究指導を行う。</p> <p>(西嶋 真理子) 健康に関する実務者を中心として学生自身の学びに応じた研究テーマ・課題の設定から研究計画の作成・実施・評価のプロセスにおける研究指導を行う。食と健康を軸に健康増進に向けた生活課題を行動科学や環境、保健施策等の面から問題の構造や強みについて多角的に追究し、多職種とともに問題解決できる実践力を涵養する。</p> <p>(藤村 一美) 実践研究は、自らの実践や経験に基づき、公衆衛生・地域保健に関連した特定の課題に対する知識と批判的思考の実証を目的とする研究課題に関連する要因を文献レビューや実践現場とインタラクティブしながら明確にし、研究課題の解明にむけた介入を行う。得られたデータの分析、評価の過程を通して、実践に活用できる研究能力を身に付けることを目指した研究指導を行う。</p> <p>(荒木 卓哉) 作物の収穫部位に含まれる機能性成分に着目し、その含有量の変異に関して突然変異集団を用いた解析や、諸条件で栽培した場合の機能性成分の含有量と環境要因との関係の解析を行う。これらのことを通して、食と健康の基盤となる作物生産について理解を深めるための研究指導を行う。</p> <p>(岸田 太郎) 実践研究の目的は食品成分と健康の関りを疫学的に検索することにある。具体的には学生の興味ある特定の食品成分を決定し、健康調査時の保存血清等の分析や食事調査から摂取量の推定値と各種健康パラメータとの関係を疫学的手法を駆使して検索する。適切な栄養疫学の実践や疫学原著論文執筆に必要な素養を涵養するための研究指導を行う。</p> <p>(菅原 卓也) 学生は、興味ある食品素材について、文献検索、あるいは実験的に特徴的な保健機能成分の機能性について調査し、その保健機能を活用した具体的な機能性食品を提案するとともに、産学連携により実践的に機能性食品の開発を計画し、実行する。実践的な活動を通して、機能性食品開発に関する課題解決力を身に付ける。</p> <p>(橘 哲也) 実践研究の目的は畜産物の栄養素とその利用について理解を深めることである。学生が興味をもった畜産物、あるいはそれに含まれる栄養素を選び、その畜産物の安全性または栄養素の機能について調査を実施し、系統的にレビューを行う。現在の畜産物の知見を得ることで、将来的な研究計画の立案の素地を養う。</p> <p>(西 甲介) 実践研究の目的は食の安全・安心に関する理解を深めることである。具体的には学生の興味ある特定の食品成分や添加物、残留農薬成分等を決定し、PubMed (医学文献データベース) から該当の文献を検索抽出し、研究内容のレビューを行う。可能であれば自ら細胞生物学 / 生化学 / 分子生物学実験を実施し、文献にある研究内容の再現性確認や新規知見の探索を行う。食の安全・安心に関する専門的かつ指導的役割を果たすために必要となる素養を涵養するための研究指導を行う。</p>	

科目区分	授業科目の名称	講義等の内容	備考
		<p>(丸山 広達) 「食」「栄養」「健康」をキーワードに、実際に研究に参画し、研究の立案、調査、統計分析などに必要な基礎力の向上を図る(テーマ例1:食品企業関係であれば食品、栄養成分の機能性確認のための介入研究、観察疫学研究、テーマ例2:行政職であればKDB等の公的データの分析による地域診断)。</p> <p>(治多 伸介) 水質汚染の実態解明や水質浄化技術開発に関する研究への理解を深めるために、窒素、リン、微量有機汚染物質(医薬品、化粧品など)マイクロプラスチック、病原菌などによる汚染実態と対策についての文献レビューを行う。可能であれば、水質に関連する研究の基礎となる化学分析技術の指導も行う。</p> <p>(鑑迫 典久) 食と環境はお互いに関連しており、それらは生活の基盤となっている。より良い生活を送るうえでそれら食べ物や環境についての安全はどのように担保されているのか、安心はどうすれば得られるかについて、一般的な考え方を身につける。またリスクとは何かと実際に行われているリスク評価のやり方について概説する。</p> <p>(高橋 真) 安心・安全な食と環境の確保・保全に資する環境化学物質のモニタリング、動態解析、リスク評価法の理解・習得に係る研究指導を行う。とくにPCBなどの残留性有機汚染物質や残留農薬等を中心にその発生源や環境動態に関する理解を深め、各種微量分析法や曝露評価等に必要となる素養および技術習得に係る研究指導を行う。</p> <p>(石橋 弘志) 専門分野に関する知識及び技能を深化させるため、具体的には環境汚染物質のヒトや生態系に及ぼす健康・生態影響に関して、分子・細胞から個体・生態系レベルまでの視点を考慮して研究計画を立案し、さらに研究計画の実施・評価・改善に関する一連のプロセスを実践する。また、原著論文の執筆に必要な素養を涵養するため、文献のデータベース検索・調査と評価を実践する。</p> <p>(水川 葉月) 野生動物やペット動物に蓄積する残留性有機汚染物質や農薬、生活関連物質などを測定し、どのような化学物質が、どの組織に、どれくらいのレベルで存在するのか調査する。また、これらの化学物質の代謝排出能の解析や健康リスク評価も行う。</p> <p>(西脇 寿) 抗菌、殺虫または除草作用を示す物質を自然界から単離し、その物質の構造ならびに特性を調査する。並行して、これまで用いられてきた農薬に関して、環境や食品中での動態や安全性に関する文献を調査する。これらの結果をもとに、単離した生物活性物質を安全に利用するためにどのようなことを考慮すればよいのか考察を深める。</p> <p>(丸山 雅史) 実践研究では、食品衛生教育の一環として微生物制御の側面から関連する多様な微生物に着目し、これらを研究材料とした課題を組み立てる。微生物の生態や代謝物質など微生物学的、生化学的見地から得られる実験データおよびそれに関連する学術論文などから情報を収集し、現代社会における課題に対して、基礎知識の構築や展開に向けた考察など素養を涵養するための研究指導を行う。</p>	

2. 専任教員一覧

研究領域	職 名	氏 名	担当授業科目名
疫学分野	教 授	○三宅 吉博	疫学概論
			社会科学・行動科学概論
			臨床疫学概論
			ヘルスデータサイエンス概論
			精神保健学概論
			疫学方法演習
			EBM演習
			医農融合公衆衛生学概論
			医農融合公衆衛生学演習
			実践研究
	教 授	○薬師神 芳洋	臨床疫学概論
			実践研究
	教 授	○杉山 隆	臨床疫学概論
			実践研究
	教 授	○羽藤 直人	臨床疫学概論
			実践研究
	教 授	○山口 修	臨床疫学概論
			実践研究
	准 教 授	○田中 景子	疫学概論
			医学統計学概論
			社会科学・行動科学概論
			ヘルスデータサイエンス概論
			統計演習
			疫学方法演習
			EBM演習
			保健所演習
			医農融合公衆衛生学概論
医農融合公衆衛生学演習			
実践研究			
教 授	田内 久道	感染症・健康危機管理学	
助 教	木原 久文	統計演習	
		疫学方法演習	
		EBM演習	
		医農融合公衆衛生学演習	
教 授	※川本 龍一	臨床疫学概論	
		地域医療学演習	
		実践研究	
准 教 授	○永井 将弘	臨床疫学概論	
		実践研究	
保健医療管理学 分野	教 授	※川本 龍一	臨床疫学概論
			地域医療学演習
准 教 授	○永井 将弘	○永井 将弘	臨床疫学概論
			実践研究

研究領域	職名	氏名	担当授業科目名	
保健医療管理学 分野	教授	○西嶋 真理子	保健行政概論	
			地域看護学Ⅰ特論	
			実践研究	
	教授	○藤村 一美	保健行政概論	
			地域看護学Ⅱ特論	
			実践研究	
	教授	谷向 知	保健行政概論	
	生物統計学分野	教授	○木村 映善	医学統計学概論
				ヘルスデータサイエンス概論
統計演習				
実践研究				
教授		○城戸 輝仁	ヘルスデータサイエンス概論	
			実践研究	
講師	湯川 将之	医農融合公衆衛生学演習		
社会科学・ 行動科学分野	教授	○上野 修一	社会科学・行動科学概論	
			精神保健学概論	
			実践研究	
	教授	○浅野 水辺	社会科学・行動科学概論	
実践研究				
環境・ 食品衛生学分野	教授	○荒木 卓哉	医農融合公衆衛生学概論	
			医農融合公衆衛生学演習	
			実践研究	
	教授	○岸田 太郎	医農融合公衆衛生学概論	
			医農融合公衆衛生学演習	
			実践研究	
	教授	○菅原 卓也	機能性食品開発論	
			医農融合公衆衛生学概論	
			医農融合公衆衛生学演習	
			実践研究	
	教授	○治多 伸介	環境・食品衛生学概論	
			実践研究	
	教授	○鑓迫 典久	環境・食品衛生学概論	
			実践研究	
	教授	○高橋 真	環境・食品衛生学概論	
			実践研究	
	教授	○西脇 寿	環境・食品衛生学概論	
			実践研究	
	教授	山下 尚之	感染症・健康危機管理学	

研究領域	職名	氏名	担当授業科目名
環境・ 食品衛生学分野	教授	○橘 哲也	医学統計学概論
			統計演習
			実践研究
	教授	○石橋 弘志	環境・食品衛生学概論
			実践研究
	准教授	○丸山 広達	医学統計学概論
			環境・食品衛生学概論
			統計演習
			疫学方法演習
			EBM演習
			医農融合公衆衛生学概論
			医農融合公衆衛生学演習
			実践研究
	准教授	○西 甲介	医農融合公衆衛生学概論
			医農融合公衆衛生学演習
			実践研究
	准教授	○水川 葉月	環境・食品衛生学概論
			実践研究
	講師	○丸山 雅史	環境・食品衛生学概論
			実践研究
	講師	若山 正隆	環境・食品衛生学概論
医農融合公衆衛生学概論			
医農融合公衆衛生学演習			

○は指導担当可能な教員

指導希望教員の連絡先は以下のホームページで確認すること。

愛媛大学教育研究者要覧<https://yoran.office.ehime-u.ac.jp/>

注) ※は、令和6年度末に退職予定の教員であるため、指導を担当することはできない。

Ⅶ 諸規定・様式等

1. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環規則

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人愛媛大学基本規則第27条の2第2項の規定に基づき、愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環（以下「学環」という。）に関する必要な事項を定める。

(目的)

第2条 学環は、医農融合による公衆衛生教育を通じ、公衆衛生の体系的な知識に加え、食を通じた健康増進に関する知識及び技能を有し、地域における様々な課題を認知して、科学的判断に基づいて解決策を講じる能力を備え、多様な関係者と協力して、持続可能な健康施策を実現することができる専門職業人（公衆衛生人材）を、幅広い分野に輩出することを目的とする。

(課程及び領域)

第3条 学環の課程及び領域は、次の表のとおりとする。

課程	領域
修士課程	疫学 保健医療管理学 生物統計学 社会科学・行動科学 環境・食品衛生学

(教育方法)

第4条 学環の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下「研究指導」という。）により行う。

2 学環においては、教育上特別の必要があると認められる場合には、夜間その他特定の時間又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことができる。

(授業科目及び単位数)

第5条 授業科目及び単位数は、別に定める。

(指導教員)

第6条 学生の授業科目の履修指導及び研究指導のため、指導教員を置く。

2 学環における指導教員は、学生1人について主指導教員1人、副指導教員2人以上とする。この場合において、指導教員は、学環における研究指導を担当する資格（以下「研究指導資格」という。）を有する教授、准教授、講師又は助教をもって充てる。

(履修方法)

第7条 学環の学生は、在学期間中に第5条に規定する授業科目について、次の区分により30単位以上を修得しなければならない。

- (1) 基礎科目 7単位
- (2) 発展科目 9単位
- (3) 融合科目 6単位
- (4) 実践研究科目 8単位

- 2 学生は、授業科目の履修に当たっては、あらかじめ指導教員の指導を受けなければならない。
- 3 学生は、指導教員が必要と認めたときは、他の研究科及び学部の授業科目を履修することができる。

(長期にわたる教育課程の履修)

第8条 愛媛大学大学院学則第22条の規定に基づき、学環の学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修し、修了することを希望する旨を申し出たときは、別に定めるところにより、その計画的な履修を認めることができる。

(試験の公示)

第9条 試験を行うに当たっては、その授業科目、日時その他必要な事項をあらかじめ公示する。

(成績評価)

第10条 授業科目の試験又は研究報告の成績は、秀、優、良、可及び不可の5種類とし、その区分は、次のとおりとする。

評語	評点の範囲	基準
秀	90点以上100点まで	授業科目の到達目標を極めて高い水準で達成している。
優	80点以上90点未満	授業科目の到達目標を高い水準で達成している。
良	70点以上80点未満	授業科目の到達目標を標準的な水準で達成している。
可	60点以上70点未満	授業科目の到達目標を最低限の水準で達成している。
不可	60点未満	授業科目の到達目標を達成していない。

(学位論文の審査、最終試験及び試問)

第11条 学位論文は、指定された時期までに、指導教員の承認を得て学環長に提出しなければならない。

- 2 学位論文の審査、最終試験及び試問に関する事項は、別に定める。

(学位)

第12条 学環において授与する学位は、修士とし、専攻分野として、公衆衛生学の名称を付記する。

(雑則)

第13条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、学環委員会が定める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

2. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環における学位論文の審査及び最終試験の実施に関する細則

(総則)

第1条 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環（以下「学環」という。）における学位論文の審査及び最終試験の実施については、愛媛大学学位規程及び愛媛大学大学院学環規則によるほか、この細則に定める。

(学位論文の提出)

第2条 学位論文の審査を受けようとする者は、学位申請書（様式1）に所定の学位論文様式(様式2)による学位論文を添え、指導教員の承認を得て、学環長に提出しなければならない。

2 提出する学位論文は1編とし、正本1部、副本2部にそれぞれ学位論文要旨（様式2一付表）を添えるものとする。

3 提出期限は、修了予定年次の1月8日（9月修了予定の者については、7月8日）とする。この場合において、当日が休業日に当たるときは、その直後の平日とする。

(学位論文の受理及び委員会への付託)

第3条 学環長は、前条の規定により学位論文の提出があったときは、愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環委員会（以下「学環委員会」という。）に付議し、受理の可否を決定する。

2 学環長は、受理した学位論文の審査及び最終試験を学環委員会に付託する。

(審査委員会)

第4条 学環委員会は、学位論文ごとに速やかに審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、主査1人及び副査2人の計3人の委員をもって組織する。

3 審査委員には、申請者の主指導教員及び副指導教員とは異なる教員を充てるものとする。

4 審査委員には学環における研究指導を担当する資格を有する教員を充てるものとする。

5 審査委員の主査には教授を充てるものとする。

(学位論文の審査及び最終試験)

第5条 審査委員は、学位論文の審査及び最終試験を行う。

2 学位論文の審査及び最終試験は、2月末日（9月修了予定の者については、8月末日）までに終了するものとする。

3 成績評価は、合格又は不合格とする。

4 審査委員の主査は、審査の結果を、学位論文審査及び最終試験結果報告書（様式3）により、3月上旬（9月修了予定の者については、9月上旬）の指定する日までに、学環委員会に報告しなければならない。

(合否の決定)

第6条 学環委員会は、前条第4項の規定による報告書、修士課程修了認定資料（様式4）及び主査の審査等の経過報告に基づいて審査する。

2 学環委員会の審査等の判定は、委員による無記名投票で行い、合否を決定する。

(学位論文の保管)

第7条 審査に合格した学位論文は、学環で保管するものとする。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この細則は、令和5年10月19日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

様式1

学 位 申 請 書

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環長 殿

指導教員 承認印	
-------------	--

申請者

令和 年度入学

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環

氏 名

印

愛媛大学学位規程第5条第1項の規定により、下記の学位論文(正本1部, 副本2部)を添え、学位の授与を申請します。

記

論 文 題 目	
---------	--

様式2

学 位 論 文 様 式

学 位 論 文	
題 目	
指導教員	
令和 年度入学	
愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環	
氏 名	
	令和 年 月 日受理

- 1 規格 A4版の用紙を原則とすること。
欧文の場合は、ダブルスペースで記載すること。
- 2 装丁 市販のバインダー等で綴り、その表題紙には、上記事項を記載すること。
- 3 上記以外の細部については、各分野の定めるところによる。

様式2一付表

学 位 論 文 要 旨				
論文 提出 者	入 年	学 度		学 環 名
	氏 名			指 導 教 員
論 文 題 目				
キーワード(3～5語)				

(和文2,000字以内)

様式3

学位論文審査及び最終試験結果報告書

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環長 殿

審 査 委 員	
主 査	印
副 査	印
副 査	印

学 環 名	
氏 名	
論 文 題 目	

上記の者につき、下記のとおり審査しましたから、報告いたします。

記

成績	論 文 審 査	最 終 試 験

(成績の評価は、合格又は不合格とする。)

3. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環（修士課程）における早期修了に関する申合せ

（趣旨）

第1 この申合せは、愛媛大学大学院学則第45条ただし書に定める優れた業績を上げた者に係る在学期間の短縮による課程修了（以下「早期修了」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

（早期修了の水準）

第2 愛媛大学大学院学則第45条ただし書に定める優れた業績を上げた者とは、当該学生の学位論文に係る研究水準が、標準修業年限2年で課程修了の認定を受ける者が到達する研究水準と同等以上の水準に到達した者とする。

（早期修了予定者及び早期修了の資格要件）

第3 早期修了予定者及び早期修了の資格要件については、医農融合公衆衛生学環運営委員会の議を経て、学環長が定める。

（希望の申し出）

第4 早期修了を希望する者は、主指導教員の了承を得たうえで、学環が定める所定の期日までに、早期修了希望願書（別紙様式）を学環長に提出するものとする。

（早期修了予定者の認定）

第5 早期修了予定者の認定は、予備審査会および医農融合公衆衛生学環運営委員会の議を経て、学環長が行うものとする。

（早期修了の決定）

第6 早期修了の決定は、通常の課程修了者と同様に審議するものとする。

（雑則）

第7 この申合せに定めるもののほか、早期修了に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この申合せは、令和5年7月1日から施行する。

(別紙様式)

早 期 修 了 希 望 願 書

年 月 日

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環長 殿

指導教員 承認印	
-------------	--

申請者

年度入学

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環

氏 名 ⑩

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環(修士課程)における早期修了に関する申合せにより、申請いたします。

記

論文題目	
------	--

4. 予備審査会について

予備審査基準

- (1) 希望修了日までに、修了に必要なすべての単位を取得できる見込みがあること。
- (2) リサーチ・ループリックに基づき、十分に修士論文作成が達成できていることを確認できること。
- (3) 本人の研究業績に基づく内容を本人が関連学会等で一回以上発表していること、または発表予定であること。(発表予定の場合には、発表予定の内容を抄録等で確認できること。)

関連学会等の定義

以下に例示する学会および研究会と同等以上の規模の公衆衛生学や栄養に関連する学会等とする。

- 四国公衆衛生学会
- 公衆衛生技術研究会（愛媛県保健福祉部主催）
- 中国四国合同産業衛生学会
- 日本栄養改善学会四国支部学術総会
- 日本栄養・食糧学会中国・四国支部大会

予備審査会審査員

- (1) 主指導教員、副指導教員を除く医学部所属の兼属教員2名、農学部所属の兼属教員2名で構成する。

5. 愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環における長期履修に関する細則

(趣旨)

第1条 この細則は、愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環規則第8条の規定に基づき、愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環（以下「学環」という。）における標準修業年限を超える計画的な教育課程の履修（以下「長期履修」という。）に関して必要な事項を定めるものとする。

(資格)

第2条 長期履修を申請できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 職業を有する者
- (2) その他学環長が特に必要と認めた者

(申請)

第3条 長期履修を希望する者は、事前に指導教員と履修計画について協議の上、入学手続時に長期履修申請書（別紙様式1）及び長期履修計画書（別紙様式2）を、学環長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、在学中の者が特別な理由により長期履修を希望する場合は、第1学年次に在学する者に限り申請を許可するものとし、2月1日から2月末日までの間に長期履修申請書（別紙様式1）及び履修計画書（別紙様式2）を、学環長に提出するものとする。

(許可)

第4条 長期履修の許可は、愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環委員会（以下「学環委員会」という。）の議を経て学長が行う。

(履修期間等)

第5条 長期履修が認められた者の履修期間は、3年又は4年とする。

2 3年の長期履修が認められた者の在学期間は最長で5年とし、4年の長期履修が認められた者の在学期間は最長で6年とする。

(変更)

第6条 前条の規定により認められた長期履修は、原則として変更することはできないものとする。

(授業料)

第7条 長期履修が認められた者が納付する授業料の年額は、国立大学法人愛媛大学授業料等料金規則第3条第2項の規定による。

(雑則)

第8条 この細則に定めるもののほか、長期履修に関し必要な事項は、学環委員会が定める。

附 則

この細則は、令和4年4月1日から施行する。

愛媛大学大学院長期履修申請書

令和 年 月 日

愛媛大学長様

愛媛大学大学院学則第22条に定める長期履修学生として、下記のとおり申請します。

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環		入学年度	令和 年度入学
ふりがな 氏名 生年月日	(年 月 日生)	指導 教員名	
長期履修計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (3・4年)		
職業			
勤務先名 所在地	〒 —	電話	
現住所	〒 —	電話	
申請理由 (長期履修を希望する理由)			

愛媛大学大学院長期履修計画書

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環	
氏名	令和 年度入学
長期履修計画期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日 (3・4 年)

年次	学期	授業履修計画 (科目名等)	修得予定 単位数	授業履修計画 (科目名等)	修得予定 単位数	単位数 合計
1 年 次	前学期					
	後学期					
2 年 次	前学期					
	後学期					
3 年 次	前学期					
	後学期					
4 年 次	前学期					
	後学期					

研究計画書提出予定：令和 年 月 (旬)
修士論文提出予定：令和 年 月

指導教員署名

6. アドミッション・ポリシー

養成する人材，ディプロマ・ポリシー，カリキュラム・ポリシーを踏まえ，以下のとおりアドミッション・ポリシーを設定する。

- ① 公衆衛生の分野で専門職あるいは教育研究職につく意欲があり，地域における様々な健康問題を認識し，解決するために必要な理論と実践力を獲得する意志のある者。
- ② 臨床経験や実務経験のある医療，保健，福祉従事者で，疫学を中核としたさらなる高度な専門性を身につけたい者。
- ③ 疫学者，臨床疫学者等の研究者を志向する者。
- ④ 食品関係の分野に公衆衛生学の知識を応用したい者。
- ⑤ 地域の健康増進に係る諸課題の解決のため，公衆衛生学の知識を身につけたい者。

7. リサーチ・ルーブリックと運用方法

1) リサーチ・ルーブリック

愛媛大学大学院医歯融合公衆衛生学環 修士論文に関するリサーチ・ルーブリック		(評価者)			
		(学生氏名)	0		
修士論文審査基準	研究課題の設定	3 公衆衛生の発展のために必要な内容で、研究課題を明確に設定しており、さらに独創性がある。	2 公衆衛生の発展のために必要な内容で、研究課題を明確に設定している。	1 公衆衛生の発展のために必要な内容がある。	0 研究課題が、公衆衛生の発展のために必要か判断できない。
	研究の意義	3 研究の結果が、地域全体における健康増進・疾病予防、感染症対策等、公衆衛生学の発展に、どのような点で貢献するかについて具体的に説明されている。	2 研究の結果が、地域全体における健康増進・疾病予防、感染症対策等、公衆衛生学の発展に、どのような点で貢献するかについて説明されているが、不十分である。	1 研究の結果が、地域全体における健康増進・疾病予防、感染症対策等、公衆衛生学の発展に、どのような点で貢献するかについて説明されていない。	0 研究の結果が、地域全体における健康増進・疾病予防、感染症対策等、公衆衛生学の発展に、どのような点で貢献するかについて説明されていない。
研究の方法 (いずれか選択)	研究の目的	3 研究の目的が明確であり、その目的を達成するための用いるべき研究方法についても明確である。	2 研究の目的が明確であり、その目的を達成するための用いるべき研究方法について、ある程度明確である。	1 研究の目的が明確であるが、その目的を達成するための用いるべき研究方法について、不明瞭である。	0 研究の目的及びその目的を達成するための用いるべき研究方法のいずれも不明瞭である。
	研究の方法 (いずれか選択)	3 系統的網羅的レビューとメタ・アナリシスの知識が十分にあり、適切に実行できる。	2 系統的網羅的レビューの知識が十分にあり、さらに適切に実行できていない。	1 系統的網羅的レビューの知識が不十分であり、さらに適切に実行できていない。	0 格差のためのキーワードが決まらない。
研究の方法 (いずれか選択)	臨床研究 プロトコール	3 十分な倫理指針の知識に基づき、介入を伴う臨床研究プロトコールを作成できる。	2 十分な倫理指針の知識に基づき、観察的な臨床研究プロトコールを作成できる。	1 倫理指針及び臨床研究プロトコール作成の知識が不十分である。	0 既存臨床研究プロトコールの資料を集めていない。
	疫学研究	3 十分な倫理指針の知識に基づき、倫理審査承認の上、介入研究を実施できる。	2 十分な倫理指針の知識に基づき、倫理審査承認の上、観察疫学研究を実施できる。	1 疫学研究手法及び倫理指針の知識が不十分である。	0 既存疫学研究の資料を集めていない。
研究の方法 (いずれか選択)	政策研究	3 複数の政策を横断的に提言できる知識が十分である。	2 単一の政策を提言できる知識が十分である。	1 政策に関する知識が不十分である。	0 政策に関する資料を集めていない。
	実験研究	3 必要となる実験手技を習得し、単独で実験を実施できる。	2 必要となる実験手技を習得し、実験を実施できる。	1 必要となる実験手技の指導を受けている。	0 必要となる実験手技に関する資料を集めていない。
研究の方法 (いずれか選択)	先行研究の検索とエビデンス ステープルの作成	3 本研究と関連した先行研究の適切な検索及びエビデンスステープルの作成による科学的根拠に基づいた検証が完了している。	2 本研究と関連した先行研究の適切な検索が完了しているが、エビデンスステープルの作成による科学的根拠に基づいた検証が不十分である。	1 本研究と関連した先行研究の適切な検索が不十分であり、エビデンスステープルの作成による科学的根拠に基づいた検証ができていない。	0 本研究と関連した先行研究の適切な検索ができていない。
	結果	3 適切な図表を作成した上で、適度な分量の文章で学術的に結果全体を表現できている。	2 適切な図表を作成した上で、結果全体を表現できている。	1 図表の作成が不十分であり、結果全体を表現できていない。	0 図表の作成ができていない。
研究の方法 (いずれか選択)	考察	3 得られた結果に関して、適切かつ適量の文献を引用しながら、客観的かつ公正な解釈を行っている。	2 得られた結果に関して、適切かつ適量の文献を引用しながら、可能な限り客観的かつ公正な解釈を行っている。	1 得られた結果に関して、適切かつ適量の文献を引用してはいるが、主観に基づいた解釈を行っている。	0 得られた結果に関して、都合の良い文献を引用しながら一方的な解釈を行っている。
	研究方法的な長所と限界	3 考えられ得る全ての研究方法論的長所と欠点を適切に述べている。	2 考えられ得る全ての研究方法論的長所と欠点を適切に述べている。	1 研究方法論的な長所と限界を理解できているが、適切に表現できていない。	0 研究方法論的な長所と限界を理解できていない。
研究の方法 (いずれか選択)	成果の公表	3 学内での発表に加え、関連学会での発表、または雑誌等への投稿によって、研究成果を公表している。	2 学内で研究成果発表を行い、成果を十分に示すことができた。	1 学内で研究成果発表は行ったが、成果を十分に示すことができなかった。	0 学内の研究成果発表ができていない。

2) 目的

学生が、自分自身の修士論文を自ら改善するのに役立てる。また学生と指導教員が定期的に修士論文の質の確保と向上をめざし、研究課題を明らかにして、より質の高い修士論文を作成する。

3) 利点

- ・ 学生自身が、行動指針を明確にして、修士論文の作成に取り組むことができる。
- ・ 修士論文の作成において、「学生に求められること」について、学生・指導教員間で共有できる。
- ・ 評価の視点に一貫性を持たせることができる。また、複数の者が共通の視点で評価ができる。

4) 運用方法

① 研究計画公開発表会

- ・ 学生は指導教員（主査）の指導のもと、修士論文に関するリサーチ・ルーブリック（以下、ルーブリック表）の「研究課題の設定」から「研究の方法（いずれか選択）」までの項目を参考にして、研究計画書を作成する。
- ・ 研究計画書について、主査が作成した審査結果の書類と副査が発表会当日にルーブリック表に基づき行った評価結果を学生に渡し、学務にも提出する。
- ・ 学生は、発表会でのコメントに加え、副査によるルーブリック表の評価を参考に、指導教員（主査）からの指導を受け、研究計画書の修正を行う。ルーブリック表による評価が、「研究課題の設定」、「研究の意義」、「研究の目的」は各2点以上、「研究の方法」は1点以上の計7点以上となるよう修正する。

② 修士論文の審査

- ・ 学生は指導教員の指導のもと、ルーブリック表のすべての項目を参考に、修士論文を作成する。
- ・ 指導教員は、修士論文最終試験までに、ルーブリック表による評価を行い、評価が0点または1点の項目に関しては、確認または指導を行う。
- ・ 主査と副査は、修士論文の最終提出時に、ルーブリック表に基づき評価を行う（詳細は、5) 合格基準）。

5) 合格基準

- ① すべての項目が2点以上かつ、総合得点が18点以上の者を合格とする。
- ② 主査1名、副査2名の全員の評価が①の基準を満たすこととする。

8. その他

別紙様式

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環修士課程 研究指導計画書

【 年度用： 年 月 日作成】

主指導教員

氏名		講座名等	
----	--	------	--

指導学生

氏名		学生証番号	
学年	年次	入学年度	年度

研究 テーマ	
-----------	--

研究計画(コースワークの受講, 研究倫理の学修や審査等を含む): 指導学生が記入

研究指導計画: 主指導教員が記入

研究計画審査申請書

令和 年 月 日

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環長 殿

主指導教員 承認印	
--------------	--

申請者

令和 年度入学

愛媛大学大学院医農融合公衆衛生学環

氏名

印

下記研究課題について研究計画書を提出しますので、審査をお願いいたします。

記

研究課題	
------	--

学業成績判定に関する学生からの申立てについて（ガイドライン）

〔平成18年2月22日〕
教育・学生支援機構
管理運営委員会決定

（改正：平成26年2月4日）
（改正：令和3年12月21日）

このガイドラインは、学業成績判定に関する取扱要項第8に規定する学生からの申立てに係る統一的な取り扱いを示す。

- 1 学生は、学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じた場合は、事務担当課を通じて、授業科目を開講する学部長等に対して、成績確認申立書（別紙様式）（以下「申立書」という。）に必要事項を明記し、申立てることができる。
- 2 学生からの申立てを受け付ける期間は、学業成績を通知した後、原則として1週間とする。
- 3 学部長等は、統括教育コーディネーター等に調査を命ずる。
- 4 統括教育コーディネーター等は、所掌する委員会等において、当該学生及び授業担当教員から意見を聴取するなど調査を行い、その結果を、学部長等に報告する。
- 5 学部長等は、調査結果に基づき、当該授業担当教員に対して、履修成績に対する異議申立てへの回答内容を通知する。
- 6 学部長等は、委員会等における調査結果を踏まえ、事務担当課を通じて、当該学生に対して、授業科目の成績判定に対する異議申立てへの回答を行う。
- 7 申立書は、事務担当課において回答日以降5年間保存した後、廃棄する。
- 8 このガイドラインに定めるもののほか、各学部等において必要な事項については、それぞれ別に定めることができる。
- 9 このガイドラインは、大学院の授業科目にも準用する。
- 10 このガイドラインは、令和3年度後学期開講の授業科目から適用する。

成績確認申立書

年 月 日

学部 研究科	学科・課程 コース 専攻 学環	学籍番号	ふりがな 氏名
連絡先	電話番号： メールアドレス：	携帯電話：	
年度	学期	区分	開講学部等：共通教育，学部， 大学院，学環（該当を○で囲む）
科目番号	授業科目名		授業担当教員
成績確認申立の内容（理由を明確に記入すること。）			

(以下は記入する必要ありません。)

受付	月 日	事務担当課等名	受付者氏名
----	-----	---------	-------

授業担当教員記入欄
措置日： 月 日
◇ 成績評価の変更（該当に☑を付してください。） □ 有 □ 無
◇ 授業担当教員所見
授業担当教員氏名 _____

※皆さんから取得した個人情報は、学業成績判定に関する申立てについての連絡に利用します。
なお、取得した個人情報は、前記の目的以外に利用することはありません。

回答日	月 日	学部長等氏名	調査教員氏名
-----	-----	--------	--------

成績確認申立書の提出について

- 学業成績が通知された後にその成績判定について疑義が生じ確認する必要がある場合は、成績確認申立書により、申立てることができます。
- 申立てを行う場合は、何故成績評価に納得できないのか、その具体的な理由を明確に記入してください。
具体的とは、「この問題に関して、このように解答したが・・・」とか、「このテーマに関して、このような判断で記述したが・・・」というように、明確な書き方をしてください。
- 成績確認申立書の提出先は次のとおりです。
なお、帰省等の理由により、事務担当課等に直接申立書を提出することができない場合は、修学支援システムトップページ (<http://info.ehime-u.ac.jp/syugaku/stu/>) より申立書をダウンロードし、以下のメールアドレス宛に添付ファイルにより提出することができます。
(注) メールタイトル(件名)は「成績確認申立書の送付」とし、受理メールの返信を確認してください。なお、メール送信後、土・日・祝日を除き2日を経過しても受理メールの返信がない場合は、電話による確認をしてください。

学部等名	事務担当課等名 (電話, メールアドレス)
医農融合公衆衛生学環	医学部学務課大学院チーム (089-960-5868, mph@stu.ehime-u.ac.jp) 農学部事務課学務チーム (089-946-9806, agrgakum@stu.ehime-u.ac.jp)